

(繰入歳出予算の補正)

第1条 繰入歳出予算の総額に繰入歳出それぞれ99千円を追加し、繰入歳出予算の総額を繰入歳出それぞれ20,835千円とする。
 2 繰入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の繰入歳出予算の金額は、「第1表繰入歳出予算補正」による。
 第1表 繰入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
2 繰入歳出	繰入歳出	1	99	99	99	100
		2	100	99	99	99
繰入歳出		合計	20,736	99	99	20,835

歳出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
1 事業費	事業費	1	99	99	99	7,324
		2	7,225	99	99	7,324
歳出		合計	20,736	99	99	20,835

昭和40年度鳥取県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和40年度鳥取県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和40年度鳥取県病院事業会計予算(以下「予算」という。)

昭和四十年四月十五日 鳥取県知事 田代 隆

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所
 【定価一冊一月三圓五銭(税別)】

第2条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科)	(目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1次 病院事業費用	第1項 医薬費用	463,531千円	5,515千円	469,046千円
		422,945千円	5,515千円	428,460千円
(議会の議決を経なければ流用できない経費の補正)				
第3条 予算第6条中職員給与費を次のとおり改める。				
(科)	(目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1 職員給与費		204,848千円	5,676千円	210,527千円

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当
 たるときは、そ
 の翌日)

昭和四十年四月十五日 鳥取県知事 田代 隆

告示 救急病院の公表

告示

鳥取県告示第百十五号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急病院である。

- 昭和四十一年三月十一日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 鳥取県立中央病院
 - 鳥取市立病院
 - 鳥取赤十字病院
 - 鳥取市吉方二六五
 - 鳥取市古市一
 - 鳥取市尚徳町一一七